

CONTENTS

文化の礎 玉井日出夫 文化庁長官座談会

第8回 ゲスト 福西 弘行さん●宇陀紙製作

上窪 良二さん●美栖紙製作

昆布 尊男さん●漆漣紙（吉野紙）製作

湯山 賢一さん●奈良国立博物館館長

紙すきの里 吉野 (前編) 受け継ぎ守り続ける技術と想い 4

特集 文化財保護法制定から 60 年

寄稿

文化財保護法制定 60 年を迎えて 佐々木丞平・12

解説

文化財行政この10年の歩み.....文化財部伝統文化課・14

重要文化的景観制度発足とその展開 文化財部記念物課・18

文化財建造物における登録制度の展開と近代分野の指定・選定に関する取組 … 文化財部参事官・19

世界文化遺産と無形文化遺産に関する取組 …… 文化財部記念物課・伝統文化課・20

独立行政法人国立文化財機構の発足と九州国立博物館の開館 ……文化財部美術学芸課・22

高松塚古墳とキトラ古墳の保存整備……………文化財部古墳壁画室・24

文化厅提言

今後の文化財行政 関 裕行・26

連載

鑑 文化芸術へのいざない 39・40

新国立劇場舞踊芸術監督としての11年(牧 阿佐美) … 28

「日本画の前衛」を探る (山野英嗣)..... 30

文化人の気魄 3

映画美術の役割 種田陽平（美術監督） 32

いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート 101

名護博物館（沖縄県）…………… 34

こどもの文化体験 41

遠くの親類, 近くの他人

(全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演) 35

日本の伝統美と技を守る人々 重要無形文化財保持者編 36

米川文子 (米川 操・箏曲)..... 36

文化交流使の活動報告 69

再訪を心に誓う（切り絵画家・久保 修）……………37

伝建地区を見守る人々 伝建歳時記 69

重伝建での中学生民泊体験（徳島県三好市） 38

言葉のQ & A 5

「御在宅する」は間違い? 40

文化庁ニュース

第66回日本芸術院授賞式、山本文彦氏ら9氏が受賞…41

小豆島町で考える「文化・芸術によるまちづくり」……42

今月の表紙

蓮

撮影：岩崎 明

イベント案内 43

新国立劇場スポットライト●45

9月の国立劇場 ● 46

芸術文化振興基金ニュース● 47

文化財保護法制定から60年

文化財保護法制定60年を迎えて

独立行政法人国立文化財機構理事長

佐々木 丞平

文化財保護法が成立するきっかけになったのが昭和24年1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損であることはよく知られています。文化財の保護に関心をもつようになって、焼失当時の映像を初めて見た時のことを思い出します。黒こげになった金堂の柱の前で呆然と立ちつくされている当時の佐伯貫首の姿は、今も私の脳裏に焼き付いて離れることはありません。焼失から60年、今法隆寺を訪れ、境内を歩いてみても、そうした悲惨な状況を奥わせるものは何もありません。まったく予期せぬ突発事故でありながら、文化というのは不死鳥のごとくしたたかに再生を繰り返しているのです。

我々の祖先は文化財が被る不幸を何度となく克服してきたわけですが、明治維新以降の近代に入っても、廃仏毀釈、文明開化の余波、そして法隆寺金堂というかけがえのない国の宝の焼失、といった文化財の危機は繰り返され、そうした危機に遭遇するたびに文化財保護の法的整備がなされていきました。「古器旧物保存法」(明治4年)、「古社寺保存法」(明治30年)、「史蹟名勝天然記念物保存法」(明治38年)、「国宝保存法」(昭和4年)、そして「文化財保護法」(昭和25年)という流れがまさにそうであったわけでは

と世界文化の進歩に貢献するのだということをうたっています。そして「文化財」が定義づけられ、その中で重要なものの指定と保存措置が講じられるようになりました。その後、文化財保護法は時に応じて改正を経ることになります。昭和50年の法改正では文化財の保存そのものを支えているさまざまな技術そのものを守るために「選定保存技術の選定」の制度が、また伝統的な建物を単体としてではなく、関連した意味をもつ広がりとしてとらえるために「伝統的建造物群保存地区」の選定制度が導入されました。こうした制度は文化財を単なる点として把握するのではなく、それを下支えるもの、あるいは

つながりをもった広さのあるものとして、いわば厚みをもった面として文化財を把握しようというものでした。

こうした文化財保護の方向性は平成8年の「登録文化財」制度の導入によってよりいっそう時代の要求を反映するものとなります。重要文化財として指定されているものは保護の対象になるが、それ以外のものは取り壊しや廃棄の対象になりがちです。将来価値ある文化財として評価されるようになるかもしれない、いわゆる指定文化財の予備軍が急激に消滅の危機にさらされることが多く、特にその危機にさらされたのが町屋や民家等の建造物でした。「登録文化財」の制度は建造物からスタートしたわけですが、この制度はそうした時代の変化に呼応するものであったと思われます。

文化財保護法制定以降の60年を顧みて、この10年は日本の文化財保護行政が時代とどう向き合おうとしているのかがよくわかります。日本の産業、社会構造、国民の生活や意識の変化が激しさを増すにつれて、文化財や伝統文化を中心とした郷土のアイデンティティーの核となるべきものが、保護の視点と手法を変えなければ守りきれなくなってきたのです。平成16年の文化財保護法の改正はそ

うした事情をよく物語っています。そこでのキーワードは「地域」「総合性」「連携」ということができます。国民が地域に根付きそこで文化的生活を営む上で守られるべきものは決して個々の単体ではありません。まず守られるべき対象をもっと拡大すること、そのためには先に制度化された「登録文化財」の範囲を建造物のみならず美術工芸品や民俗文化財、記念物などにも拡大することによって、守るという意識そのものを高めていく必要があったのです。そこで生活してきた人びとの生きる知恵として集積されてきた「民俗技術」、さらにそうした生活や生業が成立している環境や風土そのものを含めた「文化的景観」にも目が向けられました。

さらに画期的なことは、文化審議会文化財分科会企画調査会が平成19年に「歴史文化基本構想」を提言したことで、そのことが平成20年の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」すなわち「歴史まちづくり法」の考え方の核になっている点だと思えます。ここでの考え方の基本は、この21世紀に入ってから大きな問題となってきた過疎化や少子高齢化が引き金となって崩壊しつつあるコミュニティ、そのコミュニティの再生、地域の活性化にあります。地域ぐるみで元氣

を取りもどすには個々のものが孤立してあるのではなく、総合的な視点が必要なのです。そしてそのことを実現するためにはいろいろな形の連携が必要となります。文化財も個々バラバラのものとして理解したり扱ったりするのではなく、お互いに関連づけて総合的に把握することにより新たな価値を見いだそうとするもので、それが地域の中で実践されることにより、崩壊の危機にあるコミュニティの再生、活性化につながることを願っているのです。そしてそうした地域の活動を支援するためにも文化財行政を司る文化庁と、まちづくり行政を司る国土交通省、農林水産省もしつかり手を結ぼうという連携の姿がこの法律の背景にあります。

文化とは縦系、横系が織りなす織物の文です。国の文化の姿は、そうしたさまざまな要素がいかに総合性をもった秩序のもとにきめ細かく織りなされていくかに係っていると思います。糸が緩んでしまったり、織り目が粗く大きく不均衡になったりしては美しい文は織れません。いかにしてこうしたさまざまな文化的要素の縦系、横系がしつかり織り込まれ、美しい文を織り上げていくかが今後の大きな課題でしょう。

文化財行政この10年の歩み

文化財部伝統文化課

平成22年は、文化財保護法が昭和25年に制定されてから60年目にあたります。

文化財保護法50周年については平成12年10月号で特集しましたが、それから10年が経ち、本年度で文化財保護法制定60年となりました。この10年の間に文化財行政においては、①文化財保護法の改正による重要な文化的景観の制度の導入や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的なまちづくりの支援など文化財保護制度のいくつかの拡充

②文化財不法輸出入等禁止条約への対応など国際交流・協力の進展
③独立行政法人国立文化財機構の発足と九州国立博物館、国立劇場おきなわの開館など文化財施設の充実
など、更なる充実が図られており、本稿で

は、簡単にその概略を紹介したいと思えます。

1 文化財保護法の改正

第二次世界大戦や戦後の社会的・経済的混乱により多くの文化財が荒廃の危機を迎えたが、特に世界最古の木造建造物である法隆寺金堂の壁画焼損（昭和24年1月）は多くの国民に衝撃を与えました。

こうしたことを受け、文化財保護のための立法化の機運が高まり、議員立法により昭和25年5月に文化財保護法が成立し、同年8月に施行されました。

文化財保護法は、戦前からの国宝保存法等の従来の法律を統一し、文化財全般にわたって指定・管理・活用等の制度を体系的に整備したほか、現在の文化庁につながる文化財保

護委員会の設置を定めるなど、文化財保護行政を大幅に拡充しました。その後も昭和29年改正による無形文化財保護制度の充実、昭和50年改正による伝統的建造物群や文化財保存技術の制度の創設、埋蔵文化財の制度の整備など、何度かの大規模な改正により、制度の充実が図られました。

この10年においても、平成16年に大規模な文化財保護法の改正を行い、更なる文化財保護制度の充実を図っています。

平成16年の改正は、平成14年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文化審議会答申等の指摘をふまえ、失われゆく郷土の文化的な景観、生活・生産の製作技術、近代の文化遺産の保護を図るため、平成16年5月に「文化財保護法の一部を改正する法案」として成立し、翌年4月から

施行されました。おもな改正の内容としては、以下のとおりです。

①「文化的景観」制度の導入

棚田や里山など、人と自然のかかわりの中で作り出された「文化的景観」を新たに保護の対象とし、国が都道府県または市町村からの申出に基づき、特に重要なものを重要な文化的景観として選定し、支援を行うこととしました。平成22年7月1日現在、近江八幡の水郷など19件が選定されています。（本制度については、18頁で詳述）

②「民俗技術」の保護対象化

生活や生産のための用具・用品等に関する製作技術など、地域において伝承されてきた「民俗技術」を民俗文化財として新たに保護の対象としました。平成22年7月1日現在、上総掘りの技術など10件が指定されています。

③登録制度の拡充

開発などにより保護の必要性が高まっている近代の文化財などの保護を図るため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずる登録制度を、従来の建造物に加え、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物にも拡充しました。平成22年7月1日現在、登録有形文化財（建造物）が7994件、登録有形文化財（美術工

芸品）が11件、登録有形民俗文化財が16件、登録記念物が51件となっています。（特に取組が進んでいる登録有形文化財（建造物）については、19頁で詳述）



登録有形文化財 菅島灯台

2 文化財保護とまちづくり

世界遺産や先に述べた文化的景観制度の導入のように、近年では、点としての文化財の保護に留まらず、面的に保護する動きが進みつつあります。

そもそも文化財は、その育まれた環境の中で、人々の営みとかわりながら伝統的な価値を形成してきたものであり、文化財どうし、お互いに関連性をもっているものです。また、文化財を社会全体で保存し、将来へ継承していくためには、その価値を人々にわか

りやすく伝えることが必要です。

文化庁においては、こうした面的な保護の取組を更に進めるため、文化財の総合的な把握と歴史文化基本構想の推進、国土交通省・農林水産省と連携した歴史まちづくり法に基づく歴史的風致を中心としたまちづくりへの支援を行っています。

具体的には、自治体が一定のテーマを設定して、複数の文化財をその周辺の環境まで含め、総合的に把握を図るとともに、把握した結果をもとに、その地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための基本的な構想（歴史文化基本構想）を作り、文化財を中心に、地域全体を歴史・文化の空間としてとらえ、さまざまな取組を併用することで、効果的に、歴史をふまえたまちづくりや地域の活性化等に活かしていくことを支援する取組を進めています。

また、そうした取組の一つとして、平成20年には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称 歴史まちづくり法）が成立しました。

これは、国土交通省、文部科学省及び農林水産省の三省庁が連携し、地域における歴史的風致（固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体と

なつて形成してきた良好な市街地の環境」の維持及び向上を図るため、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画を国が認定するもので、認定された市町村は、国による重点的な支援を受けることができます。

現在、すでに16市町村が認定を受け、歴史的風致維持向上計画に基づくまちづくりを推進しています。

3 文化財に関する国際交流・協力の進展

文化財は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。グローバル化・ボーダレス化が進みつつある中、いっそうの取組の充実が我が国にも求められています。

この10年の間に、文化財に関する国際条約に対応した二つの法律や、海外の文化遺産の保護を促進するための法律を定めたほか、世界文化遺産、無形文化遺産として、ユネスコを中心とした国際的な枠組みによる保護を進めています。（世界文化遺産、無形文化遺産については、20頁で詳述）

「文化財の国際交流・協力に関する法律」

平成14年に①文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律、平成19年に②武力紛争の際の文化財の盗難の被害者について

際の文化財の保護に関する法律、平成18年に③海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律の三つの法律が定められました。

①文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入などの危険から保護することを目的として、我が国は、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結するとともに、平成14年9月に「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」の制定と文化財保護法の改正を行いました。おもな内容は、以下のとおりです。

●外国の博物館から盗取されたもので、文部科学省令で定める文化財（外国文化財）は、原則輸入禁止

●特定外国文化財の盗難の被害者については、現行民法で認められている代価弁償を条件とし、回復請求期間を2年間から特例として10年間へ延長

●重要有形民俗文化財の輸出を届出制から許可制へ

②武力紛争の際の文化財の保護に関する法律 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約については、我が国は昭和29年に署名して以

降、長く未締結の状態が続いていましたが、保護を与えるための要件、手続きが明確化・簡素化された新たな制度が設けられたことをふまえ、締結に向けた国内法制の整備として平成19年に「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定しました。法律の内容としては、海外の被占領地域から流出した文化財の輸入規制や武力紛争時に文化財を識別するための「特殊標章」の使用、武力紛争時に正当な理由なく、戦闘行為として文化財を損壊する行為及び文化財を戦闘行為等の用に供する行為等に対する処罰が定められました。同法に基づき、必要な措置を定めた他、批准書をユネスコに寄託するなどし、平成19年に条約及び関連する議定書が発効しました。

③海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月に、海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定めた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立しました。

平成19年12月には、国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアム等の役割のほか、重点地域をアジアとすることや、経済協力との連携強化等について盛り込んだ基本方針を

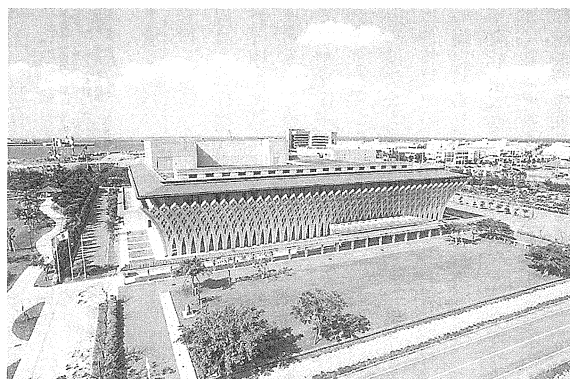
策定しました。

4 国立文化財施設の組織改編と充実

政府全体で進められている行政改革を受けて、国立文化施設の事業の見直しや運営の合理化が進められました。文化財の関連では、平成13年4月に、国立の博物館3館を統合して「国立博物館」、二つの国立文化財研究所を統合して「文化財研究所」としてそれぞれ独立行政法人化し、さらにこれらの2法人を統合し、独立行政法人国立文化財機構が平成19年4月に発足しました。このような中、平成17年には、九州国立博物館が全国で4番目の国立博物館として開館しました。（国立文化財機構の発足と九州国立博物館の開館については、22頁・23頁で詳述）

また、歌舞伎・能楽等の伝統芸能の公開・伝承者養成を担う日本芸術文化振興会は、平成15年10月に特殊法人から独立行政法人に改編しました。そして、平成16年には日本芸術文化振興会の国立劇場おきなわが開場しました。

沖縄の伝統芸能である「組踊」は、昭和47年に国の重要無形文化財に指定されていましたが、組踊を含め、沖縄伝統芸能の公開や技芸の正統な継承、伝承者養成、組織的な記録保存や調査研究を一元的に行う施設がなく、



国立劇場 おきなわ全景

沖縄県及び地元関係者から拠点施設の設置が強く要望されていました。劇場の設置については、文化庁、沖縄開発庁（当時）が共同してあたり、最大632席の大劇場や小劇場・稽古室を備えた「国立劇場おきなわ」が平成15年7月に竣工し、平成16年1月の開場記念公演は、天皇・皇后両陛下の行幸啓を賜り、盛大に行われました。

平成20年には、第1期の組踊研修生が修了

するなど、伝統芸能の保存振興に向けた取組が進められています。

5 結びに

これらの事柄の他に、文化財行政における大きな事柄としては、高松塚古墳・キトラ古墳における古墳壁画対策が挙げられます。これについては、24頁・25頁で詳述していますが、文化庁においては、古墳壁画の保存に係る直接の対策だけでなく、積極的な情報公開や古墳壁画室の設置などの組織改革も進められています。

以上がこの10年における文化財行政の概括です。

現在、文化審議会においては、今後の文化芸術振興のための基本的な施策の在り方に関する議論を深め、平成22年6月に中間とりまとめとして審議経過報告を提出しました。今後は審議経過報告をふまえ、更に詳細に文化財行政の展開の方向性の検討を行っていくこととしています。

解説

重要文化的景観制度発足とその展開

文化財部記念物課

農耕地や森林、ため池、水路などの中には、その土地に住む人々が、自らの生活や生業の在り方を自然にきざみつけることにより、長い時間をかけて作り上げた独特の景観地があります。人と自然とのかかわりの中で育まれたこのような景観地（文化的景観）には、時間の積み重ねがもたらした豊かな文化的価値が込められています。

このような文化的景観が、土地開発や過疎化等により変容することを懸念して、文化庁が設置した文化庁長官の諮問機関である文化政策推進会議等において、文化的景観を含む文化財の新たな保護体系について検討する必要があるとの指摘がされました。

また、国際的にもユネスコの世界遺産において、平成4年に世界遺産の登録対象として「文化的景観」の分野が新たに導入され、国際的にも積極的な保護が図られるようになりました。

このような動きを受けて、文化庁では、平成12年から「農林水産業に関連する文化的景

観の保護に関する調査研究」を実施しました。棚田や里山など、おもに農林水産業に関連する土地利用を対象に、文化的景観の調査方法や評価、保存・活用手法等の検討を行いました。これらをふまえ、平成16年に文化財保護法を改正し、文化的景観を文化財として位置付けるとともに、その保護措置について規定しました。

文化財保護法においては、文部科学大臣が、都道府県または市町村の申出に基づき、景観法に規定する景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして保存のために必要な措置が講じられているものうち特に重要なものを「重要文化的景観」として選定することとしています。

また、農林水産業以外の産業や都市に関連する文化的景観についても、平成17年から3年間、「採掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」を行い、全国に所在する、都市や鉱工業

等に関連する文化的景観の所在調査を実施するとともに、ケーススタディを通じて都市等における文化的景観の評価・保存・活用の手法を検討したところです。

平成18年に、「近江八幡の水郷」（滋賀県近江八幡市）を重要文化的景観の第1号として選定し、平成22年7月1日現在、全国で19件の重要文化的景観を選定しています。



金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化

解説

文化財建造物における登録制度の展開と近代分野の指定・選定に関する取組

文化財部参事官

はじめに

文化財建造物の保護については、この10年で着実な進展が見られました。

平成8年から始まった文化財建造物の登録制度は、制度の意義の浸透、地方公共団体との連携等により、登録件数の飛躍的な増大を達成しました。

また、近代化遺産総合調査や近代和風建築総合調査等によって各地の文化財建造物の新たな価値付けがなされたことにより、前述の文化財建造物の登録が促進されただけでなく、近代の建築物や土木構造物の重要文化財指定も着実に進展しました。

1 文化財建造物の登録の促進

文化財建造物の登録制度は、街角の洋館や町家のほか身近な文化財建造物が社会的評価を受けることなく急激な都市開発等により取り壊されていく状況の中で、緩やかな規制の

下で文化財建造物を活用しながら保存するという趣旨で平成8年に始まったものです。

登録にあたっては、地方公共団体からの情報提供等を活用しており、地域における積極的な調査や掘り起こしが行われた結果、過去の調査で把握されていなかった文化財建造物が見出され、登録に至るケースも数多くあります。こうした地方公共団体との密接な連携と、制度の意義の浸透による所有者等の理解の増進によって、現在、約8000件の建造物が登録されています。

さらに、登録を機に文化財建造物の公開や活用へ動き出す事例や、まちづくりの土台として利用される例も見られ、人々が文化財建造物の管理活用に積極的に関与するという動きが各地に見られるようになりました。

2 近代分野の指定・選定

近年の重要文化財指定で重点を置いているものに、明治時代以降の近代の建造物があり

ます。

文化庁では、近代的手法により造られた産業・交通・土木にかかわる構造物を対象とする近代化遺産総合調査を平成2年から、また、近代に造られた住宅、公共建築、宗教建築等を対象とする近代和風建築総合調査を平成4年から実施しています。

これらの調査成果等に基づき、近代の建造物の指定が促進され、現在、277件が重要文化財に指定されています。平成21年12月には、近代の建造物として初めて旧東宮御所（迎賓館赤坂離宮）が国宝に指定されました。その他、近世以前の建造物についても、社寺建築や民家建築など、調査研究によって新たに価値が判明したものや、既に指定されたものと一体で価値を形成している建造物についても指定を進めているところです。

（指定件数は、平成22年7月1日現在）

世界文化遺産と無形文化遺産に関する取組

文化財部記念物課・伝統文化課

はじめに

ユネスコを中心に、世界的な文化遺産保護のための取組が進められています。我が国においては世界文化遺産の取組を引き続き推進するとともに、平成16年6月に「無形文化遺産の保護に関する条約」に3番目の締約国として参加するなど、無形文化遺産保護に関する取組も新たに始めています。

1 世界文化遺産への取組

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的として、昭和47年のユネスコ総会において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」が採択

されました。我が国は平成4年に同条約を締結し、平成22年7月現在で186か国が同条約を締結しています。

平成22年7月現在、我が国の世界遺産は14件（文化遺産11件、自然遺産3件）に上ります。この10年間には、琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成12年）、紀伊山地の霊場と参詣道（平成16年）、石見銀山遺跡とその文化的景観（平成19年）の3件が文化遺産として新たに登録されました。

また、世界遺産暫定一覧表に記載する遺産については平成18年、19年に、地方公共団体からの提案を受けて、文化審議会文化財分科会の下に世界文化遺産特別委員会を設けて調査審議を行いました。この結果に基づき、平成19年に4件、平成21年には3件の遺産を、我が国の暫定一覧表に追加記載しました。平成22年には、新たに2件が暫定一覧表に追加

される予定です。

平成22年6月現在、世界遺産の総数は890件となり、世界遺産委員会では、各年における新規の記載遺産数を極力抑制する方針となっており、記載の審議は厳しさを増しています。

平成20年の世界遺産委員会において、「平泉の文化遺産」が、我が国としては初めて世界遺産の登録に至らない「記載延期」との審議結果を受けました。また「西洋美術館（本館）」については、日本を含む6か国共同推薦による「ル・コルビュジェの建築と都市計画」の一部として平成21年の世界遺産委員会において審議され、「情報照会」の審議結果となっていました。

しかし、世界遺産一覧表への記載を推進することは、我が国の貴重な文化財が国際的に評価されるとともに、記載を目指す過程で地

2 無形文化遺産への取組

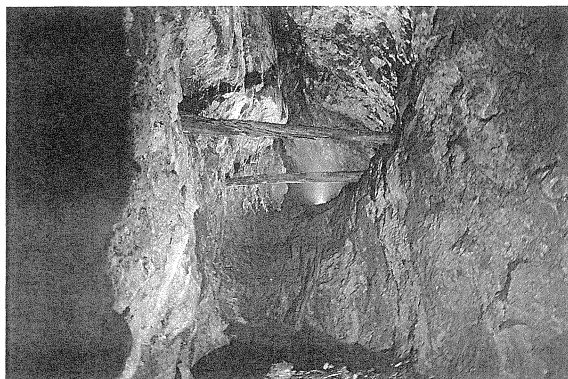
平成15年のユネスコ総会で、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、平成18年4月に発効しました。

我が国は、本条約の策定段階から主導的役割を果たすとともに、本条約の早期発効を促すため、平成16年6月に3番目の締約国となりました。平成22年6月現在で123か国が締結しています。

本条約は、無形文化遺産を保護することを目的とし、そのための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について規定しています。我が国の対応としては①締約国が作成する「自国内の無形文化遺産の目録」については、「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」に指定・選定された文化財の一覧を我が国の目録とする、②「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」には、目録の中から、文化財の特徴等に基づき設定した区分ごとに、指定・選定の時期の早いものから順に提案する、③「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」には、我が国から当面提案は行わない、ことを決定しました。

平成21年9月末には、本条約の政府間委員会が開催され、我が国の「雅楽」「アイヌ古式舞踊」「早池峰神楽」（写真参照）等の13件を含む76件が「代表一覧表」に記載されました。

なお、「代表一覧表」には、本条約発効前に既に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された90件（我が国の「能楽」「人形浄瑠璃文楽」及び「歌舞伎」を含む。）が含まれています。



世界文化遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」 大久保間歩



早池峰神楽

独立行政法人国立文化財機構の発足と九州国立博物館の開館

文化財部美術学芸課

1 独立行政法人国立文化財機構の発足

独立行政法人国立文化財機構（以後「機構」という。）は、平成19年4月に国立博物館と文化財研究所の統合により、発足しました。東京、京都、奈良、九州の四つの国立博物館と、東京、奈良の二つの文化財研究所の6施設から成り立ち、統一的なマネジメントの下で、日本の歴史、伝統文化の保存と継承の中心拠点として、国の文化財行政の土台をしっかりと支える役割を果たしています。

機構は文化財の保存・活用に関する次の七つの事業を展開しています。

①収蔵品の整備と、次代への継承
歴史・伝統文化の保存と継承の中心拠点として、各国立博物館は収集方針に沿った文化財の収集を行うとともに、貴重な文化財を次

代に伝えていくために文化財環境の整備や修理・保存処理を行っています。

②文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信
来館者のニーズや最新の研究成果等をふまえた展覧会を開催するとともに、日本の歴史・伝統文化の理解促進を図るための教育普及活動を行っています。

③我が国における博物館のナショナルセン



平成19年4月1日機構発足

ターとして博物館活動全体の活性化に寄与
文化財に関する調査研究成果を出版物やホームページで広く公開するとともに、国際シンポジウムの開催や国内の博物館関係者や修理技術者等を対象とした研修プログラムの実施、収蔵品等の貸出や公私立博物館等に対する指導・助言を行っています。

④文化財に関する調査及び研究の推進
我が国の文化財に関する基礎的・先端的な調査・研究を行うとともに、文化庁が行う整備・復興事業への専門的・技術的な協力を行っています。

⑤文化財の保存・修復に関する国際協力の推進
文化財の保存修復事業や技術移転、人材育成等を国際機関等と連携しながら行っています。

⑥情報発信機能の強化

文化財に関する情報や調査研究成果を広く外部に発信するために情報基盤の整備・充実に取り組むとともに、文化財データベースの拡充、デジタル化の推進、レファレンス機能の拡充を図っています。また、平城宮跡資料館や飛鳥資料館などの公開施設で展示の充実を図っています。

⑦地方公共団体への協力等による文化財の保護の質的向上
調査研究の成果に基づく専門的・技術的な協力・助言を行うことにより、我が国全体の文化財の調査・研究の質的向上を図るとともに、専門指導者向けの研修、大学等と連携した文化財保護に必要な人材育成を行っています。

2 九州国立博物館の開館

（九州国立博物館 赤司善彦 展示課長 寄稿）

九州国立博物館は平成17年10月、福岡県太宰府市に開館しました。九州に国立博物館を設置することは、九州にとって百年を超える夢であり、行政はもとより政界・財界・学会そして市民の開館に寄せる期待は並々ならぬものであります。こうした期待に答えるべく、平成6年度から、文化庁に設けられた「新構想博物館の整備に関する調査

研究委員会」によって、対外交渉における九州の歴史的な特質を勘案した、「日本の文化の形成をアジア史的観点から捉える」というコンセプトでの新しい博物館が構想されました。アジアにおける日本の果たすべき役割が重視される中で、アジア諸国との文化交流を推し進める拠点として、同時に、九州を中心とした文化財を守り伝えるための実践の場として、先導的な役割を担うこととなりました。

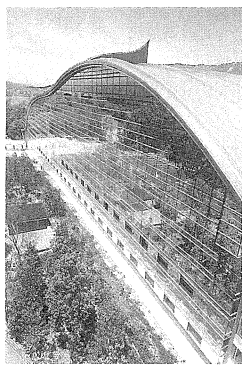
文化庁は、この新構想博物館を実現するため、平成11年度から福岡県を始めとする地元と協力し、建設工事や展示工事等の準備を本格化させました。博物館という樹に花を咲かせ、来館者がその花や果実を楽しんでいるようなイメージを抱いて、若い芽を育てる手探りの作業が始まったのです。開館には多くの機関や団体の暖かい支援を受けました。

平常展示では、国内はもとより諸外国の協力も得られましたが、それにより我が国と海外の各種資料との比較が可能となり、諸外国の我が国に与えた影響のみならず、日本文化の独自性を浮かび上がらせることができました。

ところで当館は、開館以来、予想を上回る来館者に支えられながら、常に新しい博物館活動を試み続けています。三輪嘉六館長

が掲げた理念は、従来の博物館のあり方から一歩踏み込み、実験的なことに正面から取り組むこと、大人だけでなく将来を担う子どもたちも意識し、わかりやすく楽しい博物館を定着させることでした。そのため館員一人ひとりが、みずみずしい子どもたちの感受性に負けないような展示手法や教育普及に智慧を絞ってきました。今日、展示解説からイベント、さらにはポスターデザインに至るまで、多くの方から「九博らしさ」として、その取組が評価されています。

今後も「面白くなければ博物館ではない」を合言葉に、文化財を通じた「九州・沖縄から文化力」発信を実践したいと考えています。



周囲の山並みに溶け込む九州国立博物館

※文化庁では、各地域の「文化力」を盛り上げ、社会全体を元気にしていくためのプロジェクトを、各地域の関係者と協働して推進しています。
<http://www.bunkyo-yoku-bunka.go.jp/cgi-bin/kyushu/index.php>

高松塚古墳とキトラ古墳の保存整備

文化財部古墳壁画室

はじめに

我が国の古墳の中には石室内等に装飾・壁画が施されたもの（多くは「装飾古墳」とよばれ、おもに九州北部地域、関東北部から東北部地域に分布します）がありますが、その中でも漆喰上に極彩色の色料で壁画が描かれた例は、現在までに奈良県明日香村の高松塚古墳とキトラ古墳の二つのみで、大変貴重な存在です。

〈高松塚古墳の保存対策の歩み〉

1 発見から恒久保存方針まで

昭和47年に発見された高松塚古墳壁画は、発見の翌月に保存・管理が文化庁にゆだねられました。海外の専門家の意見等も参考にしながら、翌48年には現地において壁画を保存する方針が決定されました。その方針に基づいて古墳に保存施設を設置して管理を行って

2 石室の解体、修理の現状

きたましたが、一時の安定期はあったものの、生物被害等による壁画の劣化が進みました。平成17年には、専門家等で構成される「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会」において、それまでの方針を見直して抜本的な保存対策を検討した結果、これ以上の現地での保存は困難との結論に至り、石室ごと壁画を取り出して解体修理を行い、将来的にはカビなどの影響を受けない環境を確保した上で現地にもどすという方針（石室解体修理方針）が決定されました。

要すると見込まれ、年に2回、修理の進捗報告を兼ねた修理作業室の一般公開が実施されています。

3 壁画の劣化原因調査

文化庁では平成20年度から2年間にわたり、「高松塚古墳壁画劣化原因調査検討会」を設置し、この壁画の劣化原因について科学的・学術的な検討を行いました。同検討会では、平成22年3月に文化財全体の保存のあり方を盛り込んだ報告書を取りまとめましたが、特に劣化原因については、カビへの対処法等の人為的な因子を含む複合的な要因により、おもに昭和50年から59年頃と平成13年から17年頃の時期に壁画の劣化が進行したことが明らかに became。

4 墳丘等の復元

高松塚古墳は、壁画・石材の修理が完了す

るまでの間の当面の整備として、発掘調査結果などから推定される築造時の古墳の姿を見学者が体感できるよう墳丘及び周溝の外形を復元しました（平成21年に整備）。

で平成13年度に、専門家等で構成される「特別史跡キトラ古墳の保存・活用等に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）において古墳の保存に関する方策が検討され、壁画の修理は石室の内部で行うことや、そのために石室内の温湿度を一定に保つ空調設備を備えた仮設保護覆屋おおいやを設置することが決定されました。

2 壁画の取り外し

仮設保護覆屋の設置後、目視で直接観察された壁画の保存状態は想像以上に悪く、漆喰層が石材より浮いている部分もあり、十分な処置がない場合はごく近い将来に壁画がはがれ落ちることが懸念されました。そのため、委員会での検討を経て、平成16年、壁画の全面取り外しが決定されました。

取り外し作業は、最も剥落の危険性が大きいと判断された東壁の青龍、西壁の白虎などから開始されました。その後、技術的な問題を改善しながら、平成20年に図像が確認されたすべての部分の取り外しを終えました。現在は、引き続き余白部分の取り外し作業を実施しています。

3 壁画の活用

取り外し作業を終えたキトラ古墳壁画のう

ち、応急処置を終え状態が安定したもののについては、平成18年から奈良文化財研究所飛鳥資料館の春秋特別展において公開されています。また、平成21年度にはより視覚的に壁画を体感できる実寸大の複製が陶板により製作され、展示等に活用されています。

文化庁では、平成22年度に、新たに「古墳壁画の保存活用に関する検討会」（座長・永井順國政策研究大学院大学客員教授）を設置し、高松塚古墳及びキトラ古墳に限らず、全国古墳壁画の保存活用に関するよう、調査研究を行っているところです。

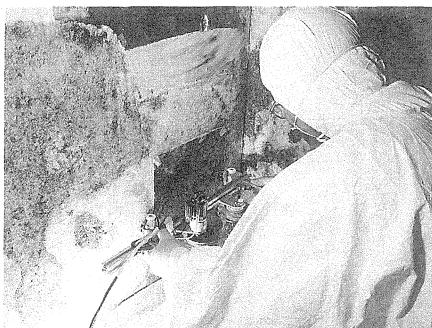


国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設内の様子

〈キトラ古墳の保存対策の歩み〉

1 発見から発掘調査

キトラ古墳壁画は、調査の過程で壁面の汚染や剥離が確認され、その保存のために緊急に処置を行う必要性が指摘されました。そこ



キトラ古墳壁画の取り外し作業の様子

今後の文化財行政

文化財部長
関 裕行

1 文化芸術の振興のための基本的施策の在り方

文化行政の基本となる「文化芸術の振興に関する基本的な方針」については、平成19年2月に第二次基本方針が閣議決定されていますが、その後の文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等をふまえ、平成22年2月に文部科学大臣から文化審議会に対し、「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問が行われました。

文化審議会では、文化政策部会において議論を行い、平成22年6月に審議経過報告を取りまとめました。

審議経過報告では、「文化は国家なり」との理念の下、新たな「文化芸術立国」の実現を目指すべきであるとして、①文化芸術活動

に対する支援の在り方の抜本的見直し、②文化芸術を創造し、支える人材の充実、③子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実、④文化芸術の次世代への確実な継承、⑤文化芸術の観光振興、地域振興等への活用、⑥文化発信・国際文化交流の充実、の六つの重点戦略を打ち出しました。

2 審議経過報告における文化財に関する提言

審議の過程において、文化財を含む五つの分野について文化政策部会の下にワーキンググループが設けられました。「文化財ワーキンググループ」は、文化財分科会長である佐々木国立文化財機構理事長を座長として、次の五つの視点に立って検討が行われました。

が求められること。

○国の施策においても、経済発展等を旨とする中で、文化施策が他の諸施策と常にバランスよく配慮される必要があること。

これをふまえ、審議経過報告においては、文化財分野における重点施策として、

①文化財の公開・活用の促進及び地域活性化に資する文化財の魅力の再構築・発信

②文化財の持続的な継承及び文化財保護に対する理解増進

③無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

④文化財を通じた国際協力・交流の推進

⑤文化財行政における各主体の役割と連携の5点が指摘されています。

3 文化財行政の課題

2に掲げた審議経過報告では、古くから新しい文化財行政の課題が整理されています。

第1は、文化財にかかわる各主体の取組と連携協力です。文化財保護法は、第3条及び第4条で、政府及び地方公共団体の役割、国民及び所有者等の心構えについて規定していますが、今日、改めて、各主体がそれぞれの果たすべき役割を再確認し、取組を進めるとともに、相互の連携を強化することが必要です。また、「新しい公共」の議論が進められ

ていますが、文化財に対する国民の理解を増進し、幅広く参加を求めていくことが不可欠です。それにより、文化財が広く社会全体により保護され、いっそう地域に根ざしたものとなるでしょう。

第2は、文化財の保存及び活用の両面における取組の推進です。文化財保護法第1条に規定されているとおり、文化財の保護とは保存と活用です。保存なくして活用はあり得ませんが、他方、活用により当該文化財の価値がより広く認識されることになるなど、活用と保存は決して相反するものではありません。さらに最近では、本年6月に閣議決定された「新成長戦略」において「人口減少・急激な少子高齢化に悩む地方都市にとって、(中略)我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札である」とされたように、文化財はより大きく広い役割を期待されています。今後、科学的な知見も最大限に活用して、バランス良く取組を推進することが必要です。

第3は、より総合的な文化財保護の推進です。その一つが文化財の面的な保護、総合的な把握です。このことについては本特集の冒頭で佐々木理事長が述べられているとおりですが、文化庁としては、そのためにもいっそ

○我が国には、多様で豊かな文化財が存在しており、その保存については、従来から文化財保護法に基づく種々の施策が相応の役割を果たしてきたが、これらを将来の世代に持続的に継承していくことが我々の責務であること。

○近年、文化財は、地域振興、観光振興、経済発展及び国際社会への貢献等多様な役割を担うことが期待されていること。

○多様で豊かな文化財がさまざまな役割を担いつつ、持続的に継承されていくには、文化財保護の裾野を広げ、文化財を幅広くとらえ支えることが必要であること。

○文化財の担う役割が拡大する中、保護の裾野を広げるためには、広く社会全体で文化財を支える環境を醸成するとともに、多様な関係する組織や人々が広く連携すること

う関係省庁との連携を深めていく必要があります。

もう一つは、人材や原材料の確保です。人材の養成は引き続き急務です。人によって継承される無形文化財は、人材の養成が文化財の保護そのものですし、有形・無形を問わず、文化財の保存・修復には多くの「わざ」が必要です。また、文化財や文化財に関係する道具等を使用される原材料の中には、諸般の事由により入手困難となっているものもあります。これらの問題については、状況の変化をふまえて積極的に対応していく必要があります。

最後の第4は、文化財を通じた国際発信・国際協力です。文化政策部会では「日本の文化発信で最も活躍してきたのは、ロンドンやパリの万博で活躍し、生糸以外で外貨を獲得してきた伝統工芸ではないか」との旨のご発言もありましたが、今後とも伝統工芸を含め、幅広く我が国の伝統文化を戦略的に発信することが必要です。また、文化財の保存修復に関する我が国の高度な知識や技術は、国際的にも認められており、協力関係を更に進める必要があります。

文化財保護法60周年を迎え、我が国の多様で豊かな文化財が適切に保護されるよう、取組を進めてまいります。

◆長官座談会◆

「文化の礎」玉井日出夫文化庁長官座談会後編
 福西弘行氏 選定保存技術「表具用手漉和紙 宇陀紙」製作「保持者」
 上渾良一氏 選定保存技術「表具用手漉和紙（美栖紙）」製作「保持者」
 昆布尊男氏 選定保存技術「漆漉紙（吉野紙）製作」保持者
 湯山賢一氏 奈良国立博物館館長

◆特集◆

霞ヶ関文化力プロジェクト

◆連載◆

「鑑」文化芸術へのいきなり
 特別展「現代工芸への視点―茶事をめぐって―」
 （東京国立近代美術館工芸館）
 中世漆工―古神室にみる意匠と表現技法（伊東哲夫文化財調査）
 「いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート」
 群馬県立館林美術館
 「こどもの文化体験」
 国民文化祭にも参加します！（岩手県立高等学校ダンス部）
 「祭り歳時記」
 瑞の天祭 御木忠
 「文化交流使の活動報告」
 尺八奏者 二橋貴風
 「著作権トピックス」
 裁定制度―権利者が不明な著作物等の利用―
 「言葉のQ&A」
 「とせていただく」の使い方

◆文化庁ニュース◆
 ユネスコ無形文化遺産保護条約に関する「代表―覽表記載認定書」の伝達式

など

編集後記

今回の文化財保護法制定60年の記事は、紙面の制約もあり、制定50年からの10年に焦点をあてて作成しており、制定時からの詳細な振り返りは行っていないかもしれません。しかし、昭和25年とはどのような年だったのでしょうか。

文化財保護法が公布されたのは昭和25年5月であり、昭和24年から続くドッジ不況の最中でした。戦後ようやく立ち直りつつあった日本経済が大不況に突入し、人々の

生活に決してゆとりはありませんでした。

そのような状況にある当時の人々が日々の糧より文化財の糧を優先してくれたことで、文化財保護法が成立し、その恩恵を現在の世代も享受しているわけです。

文化財保護法が制定100年を迎えた際に、未来の世代から我々は何のように評価されるのでしょうか。財政状況が厳しい現在をどのように対処するかでそれは決まっ

てくるかもしれません。

美術館・博物館チケットプレゼント

今月号の展覧会等へのチケットプレゼントは、

A 京都国立近代美術館
 「『日本画』の前衛 1938 - 1949」 5組（ペア）

B 国立新美術館
 「陰影礼讃―国立美術館コレクションによる」 5組（ペア）

C 東京国立博物館
 「誕生！ 中国文明」 2組（ペア）
 です。ご希望の方はアンケートハガキのチケット応募欄に必要事項をご記入のうえ、8月25日（水）までにご投函ください（当日消印有効）。

*チケット発送をもって当選発表にかえさせていただきます。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●

<http://www.bunka.go.jp>

文化庁月報

8月号（通巻503）

平成22年8月25日印刷・発行

編集―文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行―株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
 本部 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
 編集 03-6892-6527
 販売 03-6892-6666
 フリーコール 0120-953-431
 URL：http://www.gyosei.co.jp

印刷所―ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 [本体514円]

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株) ぎょうせい営業部広告担当

電話 03-6892-6589（ダイヤルイン）

2010 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文に再生紙・大豆油インキを使用しております。